

## 第34回入善町農業委員会議事録

令和5年5月11日午後1時30分から第34回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名          委員現在数 16名          欠員 2名

出席委員 12名

1番 五十里 章	2番 中陣 雄一	3番 寺田 晴美	4番 森下 さゆり
5番 森下 吉光	8番 細田 孝志	9番 小林 真一郎	10番 米山 義隆
11番 坪野 和夫	15番 愛場 義豊	16番 田中 吉春	18番 長原 均

欠席委員 4名

6番 上田 幸嗣	7番 島瀬 康一	13番 永山 美和	14番 吉原 有二
----------	----------	-----------	-----------

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	長 島 努
入善町農業委員会	係 長	清 水 弘 美
入善町農業委員会	主 事	上 原 祐里奈
入善町農業委員会	主 事	南 茂 和佳菜

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第122号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第123号 農用地利用集積計画の決定について
日程第5	議案第124号 農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件について
日程第6	議案第125号 令和4年度農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況の点検・評価（案）の決定について

議長（米山 義隆）

皆さんお疲れ様です。田植えは5月10日をめぐりと言っていますが、大体兼業農家の方々の田んぼは青くなったなど見ております。ゴールデンウィーク中に終わらせてというのが昔からの慣例ですが、技術的なこと品種的なことを今後は経営の中で考えていかなければと思っております。

このメンバーでやるのもあと3回ともう日がないわけですが、しっかりと監視等の目を光らせながら、農業委員の職責を全うできるようにしていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします

それでは議案にしたがって進めさせていただきます。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第6の終了までといたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

— 議事録署名委員決定の件 —

議長（米山 義隆）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。4番森下さゆり委員と11番坪野委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、日程第3、議案第122号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第122号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は、入善町下山〇〇ほか2筆の計3筆で、台帳地目、現況地目はともに田、合計面積は7,587㎡です。申請地の位置図は、議案書の2ページをご覧ください。

譲渡人は、石川県金沢市〇〇の〇〇さん外1名の共有名義となっております、譲受人は、入善町下山〇〇の〇〇さんです。

もともと譲受人が耕作していた田と、その隣接地を、所有権移転するため、今回の申請に至りました。

許可要件の確認ですが、農機具、通作距離等を総合的に考慮すると、譲受人は全ての農地を効率的に利用できると見込まれること、農作業に必要な日数について、農業従事していると認められること、譲受人はもともと申請地を借入れて利用しており、農地取得後も、周辺の農地利用に支障が生じないと認められること等から要件を満たしております。農業委員による意見書の確認印は、坪野委員にいただいております。

以上1件です。よろしく申し上げます

議長（米山 義隆）

ありがとうございました。

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

坪野委員

事務局から話のあった通りですけども、〇〇さんに関しては過去に何回か農業委員会で審議いただいたことがあります。今回は残されていた田についての売買になるわけですけども、〇〇さんは認定農家ではありませんが購入したいということで話がとんとんと進んだということで、特に問題はないと思い確認印を押しました。

議長（米山 義隆）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

議長（米山 義隆）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第122号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、日程第4、議案第123号、農用地利用集積計画の決定について、及び日程第5、議案第124号、農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第123号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。令和5年5月11日提出、入善町農業委員会会長、米山義隆。今回は、6件の申請となり、農地中間管理事業に関する申請もありますので、議案第124号「農用地利用配分計画案に意見を付す件について」を併せて説明させていただきます。入善町から提出になった農用地利用集積等促進計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、その意見を求めます。令和5年5月11日提出、入善町農業委員会会長、米山義隆。なお、農用地利用集積等促進計画とは、従前の農用地利用配分計画が、法改正により名称が変更となったものです。

農地中間管理事業において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、権利の設定をするときは、農用地利用集積等促進計画を定め、県知事の認可を受けなければなりません。その農用地利用集積等促進計画を定める場合、機構が必要と認めるときは、町が案を作成し、農業委員会の意見を聴くものとする事となっております。別紙にて報告させていただきます。

まず、新規設定です。

入善地区はありません。

上原地区はありません。

青木地区はありません。

飯野地区はありません。

小摺戸地区1件、1筆、205㎡

新屋地区はありません。

栲山地区1件、14筆、19,636㎡

横山地区はありません。

舟見地区はありません。

野中地区はありません。

以上、新規設定の合計は、2件、15筆、19,841㎡です。

続いて再設定です。

入善地区1件、6筆、11,166㎡

上原地区はありません。

青木地区はありません。

飯野地区1件、1筆、667㎡

小摺戸地区はありません。

新屋地区はありません。

栲山地区2件、2筆、2,236㎡

横山地区はありません。

舟見地区はありません。

野中地区はありません。

以上、再設定の合計は、4件、9筆、14,069㎡です。

新規設定、再設定の合計は、6件、24筆、33,910㎡です。

以上、よろしく申し上げます。

議長（米山 義隆）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

議長（米山 義隆）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。  
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第 123 号、農用地利用集積計画の決定について、及び議案第 124 号、農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件についてを、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（米山 義隆）

次に、日程第 6、議案第 125 号、令和 4 年度農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況の点検・評価（案）の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

農業委員会の活動につきましては公平性や透明性が求められており、前年度の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について点検・評価を、公表することになっております。今年度からは、農業委員会による最適化活動の見直しの関係で、農業委員等が、それぞれの記録簿に基づいて自ら点検・評価した結果を 4 月末までに提出し、5 月の総会で点検・評価することとされています。また、「農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標及び達成状況」については、5 月末までに総会において点検・評価することとなっております。

それでは、令和 4 年度の「農業委員会の最適化活動の点検・評価」について、ご審議いただきたいと思っております。議案書の A3 サイズのものをご覧ください。まずは、資料の見方についてご説明します。こちらの資料のうち、上段の表につきましては、今年度より新しく変更になった、農業委員会の「最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価」のための様式です。

この資料の下段、【農業委員会における点検・評価（案）】のうち、四角で囲った部分につきましては、上段の表の左側、「1 最適化活動の成果目標」について、文章で簡単にまとめたものとなっております。

また、項目ごとに、前回の総会で皆さまからいただいた、最適化活動についての点検・評価や感想などを、参考として記載させていただきました。

それでは、説明に入ります。まずは、「1 最適化活動の成果目標」のうち、（1）農地の集積についてです。令和 3 年度末の集積率は 85% で、令和 4 年度の目標を 86.3% と設定しておりました。その目標に対して、令和 5 年度の達成状況は 87% であります。農地面積 3,820ha に対して、集積面積は 3,323ha と、期待以上の成果が得られました。

皆さまからは、集積・集約化に向けては、さまざまな課題がありますが、担い手さんの話を聞く、関係機関と連携して取り組むなどして問題を解決し、さらなる集積・集約化に繋げたいとのご意見がございました。

続きまして（2）遊休農地の解消等についてです。令和 4 年度の解消目標は、ダイナム横の 3 筆 0.3ha を全て解消することでした。遊休農地ゼロという目標は達成できませんでしたが、3 筆のうち 2 筆、0.2ha は解消されました。今後も、遊休農地ゼロを目指して、粘り強く指導や監視パトロールを行い、新たな遊休農地の発生を防止するというご意見がございました。

次に、（3）新規参入の促進 についてです。令和 4 年度については、新規参入者はいませんでした。

今後も、関係機関からの情報収集、また、就農意欲のある方に対して、支援活動を進めていくことも必要です。

続きまして、上段の表2最適化活動の活動目標についてです。最適化活動を行う農業委員の人数は17名です。(1)最適化活動を行う日数については、目標である、月あたりの活動日数10日に対して、実績活動日数の平均は、月あたり4.6日となっております。また、(2)活動強化月間として、4月から6月までの3か月間を設定し、春の耕作管理作業が行われる時期に、遊休農地が発生しないように町内全域の農地を、重点的にパトロールをしていただいたものです。(3)新規参入相談会への参加はございませんでした。

最後に、表の3点検・評価結果についてです。こちらにつきましては、農林水産省経営局農地政策課長通知の標語適用方法により、項目ごとの達成の状況から当てはまる標語を記載するものです。今回は、「目標に対して期待通りの結果が得られた」に該当いたしました。

以上が、令和4年度農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況の点検・評価(案)です。よろしくお願いたします。

議長(米山 義隆)

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

小林職務代理者

入善町では87%も集積しているということで、担い手は本当にしっかり経営しておられますし今後ともスムーズに集積が進むと感じています。ただ今後集約化をどこまでやるのか、生産性の違いや、搬入路に投資していたりという事情があるので、それを簡単に集約しましょうと言うと、土地の奪い合いになっているところに、大変な話になるのではという思いがします。そういう意味で、なかなか動きにくいというのが実態です。担い手の皆さんも、これから集約化が必要と思っておられる方はいるんでしょうけども、本当に必要かという議論になると、条件のハードルが非常に高くなかなか難しいだろうなという私の感覚を、振り返りに書かせていただきました。

議長(米山 義隆)

集約していかなきゃいけないと思っているごく一部の人間なのですが、農業公社の方にはなるべく面で見たいという話はしました。歯抜けにならないようにどうすればいいかと。出し手に異存がなければ、面で、地区の受け手農家で見てほしいと思っています。

いずれにしても集約がどのような形になるのか、もちろん小林職務代理者が言われるように、搬入路などに投資しているところがあるので、それを簡単に譲ることに心苦しきがあることは間違いありません。集約のためどこまで必要なのかというのは、やはり考えていくべきと私も思っています。

しかしこういう案件は今回初めてですよね、質問は出にくいと思いますが。

事務局

自分たちで点検するという制度ですので、この形で農業委員会は点検し、公表してよろしいでしょうかということです。もし何か付け加えた方がいいことがありましたらお願いします。

議長(米山 義隆)

何かありますか。よろしいでしょうか。

議長(米山 義隆)

他に何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(米山 義隆)

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第125号、令和4年度農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況の点

検・評価（案）の決定についてを、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（米山 義隆）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等がございますか。ないので、それでは事務局から何かありますか。

事務局

前回の総会で、細田委員にご指摘いただいた陸砂利の管理について、県の方に確認しましたところ、回答いただきましたのでこちらで報告させていただきます。

陸砂利採取の管理につきましては、富山県砂利採取場立入検査実施要領及び富山県砂利採取立入検査技術基準というものに基づいて、富山県の河川課で管理を行っています。河川課から入善土木の方、実際には土木の方で検査を行っている形です。立ち入り検査につきましては一つの陸砂利採取について5回実施されます。1回目は砂利採取の直前に、安全機械設備等についてまず確認いたします。2回目の検査は、掘削を開始して1ブロック目の一番深いところに達した時に、その検査内容としましては掘削の位置とか深さ、勾配の角度とか、あと他にも検査項目がたくさんありますが、主にこういったことを確認しています。

埋め戻しの土砂についてなんですが、こちらについては3回目、1ブロックの半分まで埋め戻した時に確認しているそうです。検査内容については埋め戻し土砂の搬入量、木くずとか外壁の不純物の混入の有無、あとは搬入元を伝票でも確認しています。建設発生土については現地の状況や写真の記録により、異物の混入の有無を、ちゃんと基準を満たしている土が入っているかということも確認しています。

上飯野の土地につきましては、2つの検査を並行しておりまして、埋め戻しについての3回目の検査まで終わっている状況です。その結果、特に問題はなかったとご回答いただいています。陸砂利の管理状況についての報告は以上になります。

議長（米山 義隆）

基準というのはどこかで一度作ったものなのでしょうか。本当に昔からあるものと、ここ最近やっているものでは、基準が違うのかなとふと思ったのですが。

事務局

富山県の砂利採取立入検査技術基準については、平成27年の12月28日から施行されております。もう一つの立入検査実施基準は、最初は昭和45年からですが、平成27年に見直しがされています。その時々に応じて見直しが入っているものです。

議長（米山 義隆）

農業委員会がしっかりと見て、工事が終わった後もまた次の耕作に繋げていけるようにすることは大事なことだと思います。今のところは大丈夫ということなので。今後は柵山の方でも陸砂利採取が始まりますし、次もしっかり見ておかなきゃいけないと思います。よろしいでしょうか。

（全員「異議なし」の発言あり）

事務局

ありがとうございました。続きまして、税制改正要望についてです。令和6年度の農林関係税制改正に関する要望と書いたものがお手元にあると思います。そちらについてご説明いたします。

令和6年度の農林関係税制に関する要望案。富山県の農業会議の方に提出し、最終的に全国の農業会

議所で取りまとめたものを毎年10月頃に国へ要望案として提出する流れになります。今回の内容といたしましては、昨年度の税制改正要望と同様となっております。

まず農業経営基盤強化準備金制度および農地中間管理機構へ貸し付けた場合も、農地保有に係る課税の軽減措置について引き続き継続されたいという要望です。こちらにつきましては、農業経営基盤強化準備金制度が令和6年度末で、貸し付けた場合の課税の軽減措置については、令和5年度末に期限を迎えますので、そちらも重要な、今後も多くの対象者が見込まれるため、引き続き同じ内容で継続を求めたいと考えております。

続きまして、2枚目のインボイス制度について、こちらにつきましても、重要な課題であると思しますので、引き続き2023年の10月1日開始になってきて、経過措置もございますが、こちらの方も負担軽減措置の改善を検討していただきたいという要望を出したいと考えております。この内容について提出することにご意見がありましたらお願いいたします。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございます。それでは皆様からの意見をお願いいたします。

小林職務代理人

集落営農組織は従事分量配当ですから、この準備金制度があると会社法人の場合は後年に損失を送れますが、集落営農組織の場合は、マイナスになったときに従事分量配当を最初に削らなければなりません。そうすると、準備金をマイナス部分に充当できるものだから、基本的に集落営農組織は赤を繰り越すことができないので、今の準備金制度はありがたい、使い勝手は良いと思っています。

議長（米山 義隆）

皆さん他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（全員「異議なし」の発言あり）

事務局

ありがとうございました。県の方に要望しておきます。

議長（米山 義隆）

その他、何かご意見等はございませんか。では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第34回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、令和5年6月5日月曜日、午後1時30分から行う予定ですのでよろしくお願いいたします。

（閉会 午後2時10分）